

証券コード 6777
2022年6月14日

株 主 各 位

愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地

santec株式会社

代表取締役社長 鄭 元 鎬

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の終息がまだ見えない中、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態に関わらず、極力、当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権の行使にあたりましては、お手数ながら、36ページからの株主総会参考書類をご検討いただき、3ページの「議決権行使についてのご案内」に従いまして、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地
当社 santecホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第43期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件（株主総会資料の電子提供制度の導入） |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件（持株会社体制への移行準備としての商号及び目的の変更） |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.santec.com/jp/ir/shareholders>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。上記のホームページ掲載事項は、会計監査人及び監査等委員会の監査の対象に含まれております。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.santec.com/jp/ir/shareholders>)に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会を以下のとおり開催させていただきます。

何卒、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主様同士の座席の間隔を可能な限り空けて着席いただきますようお願い申し上げます。また、会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスク着用と手指等のアルコール消毒にご協力をお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用でご対応させていただきます。
- ・当日は、受付前に非接触型体温計で検温させていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから政府等が要請している隔離期間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りがたく場合がございます。なお、海外から帰国されてから所定の隔離期間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、議決権行使書の郵送またはインターネットによる事前行使を是非ご利用下さい。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.santec.com/jp/>

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p style="text-align: center;">日 時</p> <p>2022年6月29日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <p>2022年6月28日（火曜日） 午後6時00分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <p>2022年6月28日（火曜日） 午後6時00分入力完了分まで</p>
---	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第●号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第●号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

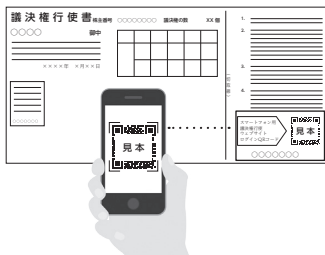
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

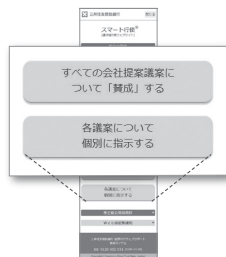
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

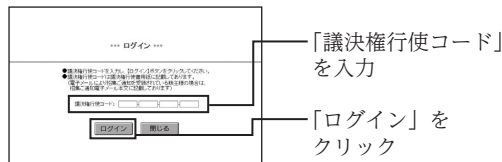
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

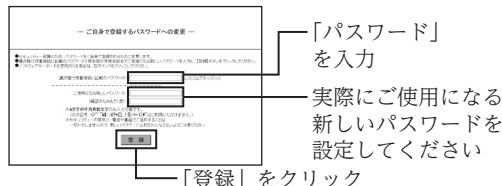
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで、以下、当期）の世界情勢は、先進国を中心にワクチン接種が進み、個人消費、企業投資が勢いを取り戻したことで経済回復の兆しが見られました。一方で、新型コロナウイルス感染症の変異株による感染の再拡大やロシア・ウクライナ情勢を含む地政学リスクなど、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要な事業分野である光通信関連市場におきましては、クラウドサービス、動画配信サービスの拡大、リモートワークやweb会議等の普及により通信トラフィックが増加し、5G通信網、データセンタ向けの需要が堅調に推移いたしました。

しかしながら、半導体をはじめとした各種素材の需給バランスの悪化により、部材の長納期化や調達価格の上昇が生じました。当社グループにおきましても、生産への影響が及ばないように、部材を先行手配し、部材調達の安定化に努めてまいりました。

このような環境のなか、当社グループは、2022年3月期の基本方針として「新製品・新市場開拓と社員の業務能力向上」を掲げ、事業活動に取り組んでまいりました。

当期の売上高は、8,890百万円（前期比18.4%増）となりました。米国における白内障手術件数の増加を受けて、光学式眼内寸法測定装置（製品名：ARGOS®）の販売が伸長しました。また、半導体シリコンウエハの製造にかかる設備投資需要の高まりを背景にOCTシステムの販売が好調に推移しました。

営業利益は1,642百万円（前期比15.5%増）となりました。一定の制限下での出張、対面での営業活動や展示会への出展を再開したことに加えて、人材採用を積極的に行ったこと、2社の企業買収に伴う諸経費が発生したこと等から、前期比で旅費交通費、宣伝広告費及び人件費等が増加しました。為替相場において円安が進行し、為替差益143百万円を計上したこと等から、経常利益は1,948百万円（前期比22.6%増）となりました。

また、最近の業績動向及び今後の見通しを踏まえ、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討し、回収可能性が見込まれる部分について、繰延税金資産を計上した結果、法人税等調整額△272百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,656百万円（前期比49.7%増）となりました。

2021年10月に株式取得により連結子会社化したJGR Optics Inc.及びOptoTest Corp.につきましては、両社の2022年1-3月期の損益を当連結会計年度の業績に含めております。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(1) 光部品関連事業

当事業では、光伝送機器メーカーに対して光通信用部品を提供しております。また、LCOS技術を利用した空間光変調器（製品名：SLMシリーズ）を研究開発機関等に提供しております。

当期は、半導体をはじめとした部材不足、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と米中貿易摩擦を背景としたサプライチェーンの混乱の影響を受けて、光伝送機器メーカーが必要な部品を十分に調達できない状況にあり、関連部品である当社の光部品につきましては在庫調整が行われました。

この結果、売上高は3,079百万円と、前期並みとなりました。セグメント利益は403百万円となり、前期のセグメント利益547百万円に比べ26.2%減少いたしました。

なお、第3四半期より、当社等が採択された「Beyond 5 G研究開発促進事業」への委託研究が本格的に開始され、当社はSDM空間光スイッチ技術の研究開発に取り組んでおります。

(2) 光測定器関連事業

当事業には（1）主に光通信用部品の製造現場または研究開発に使用する波長可変光源とその他測定器を提供する事業、（2）製造業向け及び医療向けにOCTシステムとOCT光源を提供する事業、（3）眼科で利用される光学式眼内寸法測定装置を医療機器メーカーと医療機関向けに提供する事業が含まれております。

当期の売上高は5,672百万円と、前期の4,333百万円と比べ30.9%増加いたしました。

光通信向け光測定器につきましては、前年上期の中国向け大型案件に相当するものがなかったものの、主として製造工程のインライン検査用途で幅広く顧客の需要を取り込んだことで、前期同等の売上水準を維持しました。OCTシステムにつきましては、半導体シリコンウエハの製造にかかる設備投資需要の高まりを受けて、前期比で増収となりました。光学式眼内寸法測定装置につきましては、米国における白内障手術の増加に牽引され、前期比で増収となりました。さらに、JGR Optics Inc.及びOptoTest Corp.を連結子会社化したことにより、増収となりました。

セグメント利益は1,273百万円となり、前期のセグメント利益910百万円に比べ39.8%増加しました。

売上高の内訳

(単位：千円)

	第42期 (2021年3月期)	第43期 (2022年3月期)	構成比	前期比
光部品関連事業	3,058,036	3,079,426	34.6%	0.7%
光測定器関連事業	4,333,009	5,672,065	63.8	30.9
その他の	118,896	138,946	1.6	16.9
合計	7,509,942	8,890,439	100.0	18.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は360百万円であります。その主なものは、研究開発強化のための設備及び生産能力増強・生産効率改善のための製造設備等であります。事業セグメント別の金額は、光部品関連事業が128百万円、光測定器関連事業が205百万円であります。なお、当連結会計年度における設備投資に要した資金は自己資金の充当によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,300百万円の調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 40 期 (2019年3月期)	第 41 期 (2020年3月期)	第 42 期 (2021年3月期)	第 43 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (千円)	5,422,976	6,382,727	7,509,942	8,890,439
経 常 利 益 (千円)	976,091	1,023,639	1,588,856	1,948,360
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	674,424	831,046	1,106,666	1,656,719
1株当たり当期純利益 (円)	57.35	70.66	94.10	140.87
総 資 産 (千円)	10,564,423	11,007,647	12,561,465	16,200,618
純 資 産 (千円)	8,909,024	9,111,720	10,386,194	11,882,461
1株当たり純資産額 (円)	757.53	774.77	883.14	1,010.37

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る財産及び損益の金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
SANTEC U.S.A. CORPORATION	千円 27,537	% 100.0	光部品及び光測定器の販売
SANTEC EUROPE LTD.	42,448	100.0	光部品及び光測定器の販売
聖徳科(上海)光通信有限公司	48,110	100.0	光部品及び光測定器の販売
JGR Optics Inc.	9	100.0	光測定器の開発、製造、販売
OptoTest Corp.	330	(※) 100.0	光測定器の開発、製造、販売

- (注) 1. 議決権比率の(※)印は、間接保有を含んでおります。
2. OptoTest Corp.に対する当社の議決権比率は、当社の子会社であるSANTEC U.S.A. CORPORATIONを通じての間接所有分です。
3. 2021年10月31日付でJGR Optics Inc.の全株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より新たに連結の範囲に含めております。
4. 2021年10月22日付でOptoTest Corp.の全株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より新たに連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主な事業分野である光通信市場においては、世界的な通信トラフィックの増加により通信事業者の設備投資が堅調に推移しております。その要因として、5G通信ネットワークやクラウドサービスの拡大に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴う在宅勤務、Web会議等の急速な普及が挙げられます。

このような状況のもと、当社グループが第44期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）に対処すべき重点課題は次のとおりであります。

① 買収先企業との経営統合

当社グループは、2021年10月にJGR Optics Inc.とOptoTest Corp.の2社を買収し、買収後の経営統合を進めている最中でございます。

営業・販売活動につきましては、各社が有する販売網を駆使して、新たな顧客や市場に参入することで、既存製品の販売拡大を進めます。研究開発活動につきましては、当社を含む3社のノウハウを掛け合わせた新たな測定システムの開発を進めてまいります。

② 持株会社制への移行

2022年5月16日に公表しておりますとおり、当社グループは、責任と権限の明確化を図り、より迅速かつ果敢な意思決定を通じた事業推進を行う組織体制とすることを目的として、持株会社体制へ移行するための準備を開始することを決定いたしました。

持株会社体制への移行に向けて、人材採用を積極的に行い体制強化に努めると共に、業務用基幹システムの整備、構築を進めてまいります。

③ 生産能力の確保、増強と部材調達の安定化

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、ベトナムの生産委託工場の操業停止や稼働の縮減が発生した場合、業績が下振れする可能性があります。引き続き感染対策を徹底することで、従業員の安全を確保するとともに、製品供給を維持する体制の整備を進めてまいります。

加えて、人材採用や製造設備の投資を行うことで、生産能力を増強し、更なる業績拡大を目指してまいります。

また、半導体をはじめとした部材の不足の影響を受けて、各種部材の調達価格高騰や長納期化が発生しております。当社グループでは、先行手配やサプライヤーとの関係強化等の対策を講じることで生産に影響を生じさせないための取り組みを進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

分	類	主 要 製 品
光 部 品 関 連 事 業	光部品の開発・製造・販売	光パワーモニタ 光減衰器 光スイッチ 光フィルタ 空間光変調器 (SLM)
光 測 定 器 関 連 事 業	光測定器及びレーザー光源ならびに OCT (光干渉断層画像計) 関連製品の開発・製造・販売	波長可変光源 高速スキャニングレーザー 光インストルメンツ OCT(光干渉断層画像計) 光学式眼内寸法測定装置

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本 社	愛知県小牧市、春日井市
工 場	同上

② 子会社

SANTEC U.S.A. CORPORATION	アメリカ合衆国 ニュージャージー州
SANTEC EUROPE LTD.	イギリス ロンドン
聖徳科(上海) 光通信有限公司	中華人民共和国 上海市
JGR Optics Inc.	カナダ オンタリオ州
OptoTest Corp.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
光部品関連事業	55 (16) 名	8 (△3) 名
光測定器関連事業	140 (51)	54 (12)
その他	4 (-)	- (-)
全社 (共通)	74 (9)	8 (3)
合計	273 (76)	70 (12)

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であり、パート社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) は、特定の事業に区分できない営業部門及び管理部門の使用人であります。
3. 2021年10月にJGR Optics Inc.及びOptoTest Corp.を連結子会社化したことに伴い、光測定器関連事業の従業員数が増加しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
197 (76) 名	19 (12) 名	40.8歳	12.1年

(注) 使用人数は、就業人員であり、パート社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,247百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 37,755,200株
- ② 発行済株式の総数 11,961,100株
(自己株式200,576株を含む)
- ③ 株主数 5,254名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
株 式 会 社 光 和	4,064,000株	34.56%
G e n s G l o b a l 株 式 会 社	850,000	7.23
鄭 台 鎬	504,000	4.29
鄭 昌 鎬	504,000	4.29
定 村 幸 恵	344,000	2.93
サ ン テ ッ ク 社 員 持 株 会	271,500	2.31
野 村 光 子	240,000	2.04
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J P R D A C I S G (F E - A C)	192,900	1.64
株 式 会 社 H A M J I N	150,000	1.28
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	126,500	1.08

- (注) 1. 持株比率は自己株式(200,576株)を控除して計算しております。
2. 鄭 台鎬氏、鄭 昌鎬氏については、上記の他に、役員持株会にて株式を所有しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役へ交付した株式の状況
該当する株式等はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当する新株予約権等はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当 及び 重要な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鄭 元 鎬	営業部門統括、海外事業統括、 SANTEC U.S.A CORPORATION代表取締役
取締役会長	鄭 台 鎬	聖徳科（上海）光通信有限公司董事長兼総経理 SANTEC EUROPE LTD.代表取締役
取締役副社長	女 鹿田 直 之	技術・生産・資材統括
取締役副社長	鄭 昌 鎬	研究開発統括
常務取締役	杉 本 伸 人	ソリューション・情報システム・品質保証・施設 管理統括
取締役（監査等委員）	伊 東 和 男	公認会計士 伊東和男事務所 代表
取締役（監査等委員）	松 川 知 弘	弁護士法人BridgeRoots名古屋 代表弁護士
取締役（監査等委員）	藤 吉 弘 亘	学校法人 中部大学 教授

- (注) 1. 監査等委員の伊東和男氏、松川知弘氏及び藤吉弘亘氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員の伊東和男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有するものであります。
3. 監査等委員の松川知弘氏は、弁護士の資格を有しており、企業関係法務に関する専門的知見を有するものであります。
4. 監査等委員の藤吉弘亘氏は、大学の教授であり、画像処理工学、コンピュータビジョン等の技術に関する専門的知見を有するものであります。
5. 当社は、監査等委員会の職務を補助する内部監査室を設置し、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 当社は、監査等委員の伊東和男氏、松川知弘氏及び藤吉弘亘氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、150万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	賞与	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	298 (-)	200 (-)	39 (-)	58 (-)	5 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10 (10)	10 (10)	-	-	3 (3)
合計 （うち社外役員）	308 (10)	210 (10)	39 (-)	58 (-)	8 (3)

- (注) 1. 当社の取締役には使用人分給与を受領しているものはありません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の賞与を含めた報酬限度額は、2020年6月17日開催の第41回定時株主総会において年額350百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名です。
3. 監査等委員の報酬限度額は、2020年6月17日開催の第41回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名です。

4. 上表の業績連動報酬の総額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額（取締役（監査等委員を除く）5名に対し39百万円）が含まれております。
5. 上表の賞与の総額は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額（取締役（監査等委員を除く）5名に対し58百万円）であります。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
 - (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法
当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を、2021年3月19日開催の取締役会において決議しております。
 - (2) 決定方針の内容の概要
 - ① 基本方針
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬をあわせて、「基準報酬」という。）及び賞与により構成する。基準報酬の算定については、使用人の給与のうち最も高額なものに対して、役割に応じた所定の係数を乗じて求めるものとする。なお、取締役は、固定報酬としての基本報酬の一定割合を原則として役員持株会へ拠出し、当社株式を取得するものとする。
また、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。
 - ② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、使用人の給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
 - ③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)
 - イ. 業績指標の内容及びその選定の理由
当社は、企業価値の持続的な向上の実現を図るインセンティブとするため、連結売上高や連結営業利益を業績指標とする。

ロ. 業績連動報酬等の額または数の算定方法

業績連動報酬は、上述の連結売上高や連結営業利益等の経営数値に連動して自動的に定まる報酬テーブルを基準に、担当職務や各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定し、毎年、一定の時期に支給する。取締役の賞与については、以下の方法で算出された額を賞与総額とし、取締役の個々の業務執行状況を評価して決定の上、毎年一定の時期に支給する。

$(\text{連結売上高}) \times (\text{売上高当期純利益率} - 10\%) \times 15\%$

賞与については以下、3つの条件を満たす場合に限るものとする。

ただし、経営環境等を総合的に勘案し、減額調整できるものとする。

- ・対前年比で増収となっていること。
- ・売上高当期純利益率が10%を超過していること。
- ・当該年度の決算短信で発表した通期業績予想の売上高を上回っていること。

ハ. 業績指標に関する実績

当事業年度を含む連結売上高や連結営業利益の実績値は、1. (1)① 事業の経過及び成果に記載の通りです。

- ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬：業績連動報酬＝80%：20%とする（全社の業績目標を100%達成の場合）。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当職務の業績等を踏まえた業績連動報酬及び賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定するものとする。

なお、当事業年度においては、取締役から委任を受けた代表取締役社長の鄭元鎬が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。代表取締役社長に権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているためです。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し、その答申を得ております。

- (3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

取締役（監査等委員）伊東和男氏は、公認会計士伊東和男事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）松川知弘氏は、弁護士法人BridgeRoots名古屋の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）藤吉弘亘氏は、学校法人中部大学の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員などとしての重要な兼職の状況

該当するものではありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 伊 東 和 男	当事業年度に開催された取締役会9回の全てに、また、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。主に、公認会計士の経験及び知見に基づき、取締役会では積極的に意見を述べ、特に会計について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役（監査等委員） 松 川 知 弘	当事業年度に開催された取締役会8回に、また、監査等委員会8回に出席いたしました。主に弁護士の経験及び知見に基づき、取締役会では積極的に意見を述べ、特に企業法務について専門的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 藤 吉 弘 亘	当事業年度に開催された取締役会9回の全てに、また、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。主に人工知能（画像処理工学、コンピュータビジョン、AI）の経験及び知見に基づき、取締役会では積極的に意見を述べ、特にAIについて専門的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当するものではありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、社内規程に基づき、各取締役の業務について、その判断及び執行のプロセスを、社内情報システム上に記録しております。当該記録につきましては、社内規程に従って適切に保管、管理しております。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は年に1度以上、定期的に、当社の目標に影響を与える事象のうち、当社の目標の達成を阻害する要因（リスク）を認識し、分析、評価する活動を実施しております。また、当社の組織変更やその他重大な変化がある場合には、その都度、当該活動を実施しております。この活動を通じて認識されたリスクにつきましては、当社は適切と判断される対応を選択し、実施しております。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、迅速な意思決定と機敏な行動のため、業務を執行する取締役に権限の委譲を行っております。各取締役は、月に1度開催される取締役会において定期的に業務の報告を行うことで、他の取締役並びに監査等委員会のチェックを受けております。また、週に1度開催される経営会議（社内取締役及び執行役員等の経営幹部で構成される。）において業務の連絡・報告を行うことで、機動的・効率的な業務遂行を実現しております。

さらに、社内情報システムを駆使し、ワークフローによる決裁のスピードアップ、メールや文書データベースの利用による知識共有とコミュニケーションの強化を図っております。

④取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役・使用人の業務に関して、規程や要領書等を整備するとともに、運用が適正であることを社内監査、監査等委員会による監査等、各種監査で確認しております。

また、必要に応じて外部の専門家に助言を仰ぎ、当社に最適な体制の構築に努めております。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社に対しては、関連会社管理規程に従い、適正なコントロールを維持するための

体制を構築、維持しております。当社は、社内規程の統一を推進し、子会社に対するモニタリングを強化しております。子会社の取締役の業務の執行につきましては、必要に応じて当社への報告を求めるものとし、また、子会社の業務の執行にあたりましては、関連会社管理規程に従い、必要な権限者の承認を得て実行する体制を整備しております。

監査等委員会及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査及び調査を実施しております。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

内部監査室に所属する使用人は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会の職務を補助しております。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの

独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等について監査等委員会の同意を得た上で決定することとするなど、当該使用人の取締役からの独立性を確保しております。

また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

⑧監査等委員会への報告に関する体制及び当社の子会社の取締役等による当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が、上司及び当社の取締役に対して報告すべき「重要な情報」及び報告者の保護について社内規程に定めております。また、内部通報制度の運用により、社内からの情報収集に努めております。当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等を認識した場合、監査等委員の同席する当社の取締役会で報告するものとしております。なお、当社及び子会社は、以上の監査等委員の同席する当社の取締役会への報告を理由とする報告者への不利益な取り扱いを禁止しております。

⑨当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社内における情報のほとんどが情報システム上にあることに鑑み、選定監査等委員に社内取締役と同等のメールシステムとデータベースアクセス権、ファイルアクセス権を付与しております。

監査等委員会は、会計監査人との間で会計監査の内容について情報交換を行うものとしております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記に掲げた体制の整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

①取締役の職務執行について

取締役会規程に基づき、原則として毎月1度定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について、意思決定を行っております。各取締役は、定時取締役会において定期的に業務の報告を行い、他の取締役ならびに監査等委員のチェックを受けております。また、週に1度開催される経営会議において業務の連絡・報告を行っております。子会社の取締役の業務の執行については、必要に応じて当社への報告を求め、子会社の業務の執行に当たっては、関連会社管理規程に従い、必要な権限者の承認を得て実行しております。

②監査等委員の職務執行について

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査方針や監査計画に基づき、監査を行うとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部門との間で情報交換を行い、業務執行の適法性について監査しております。

③内部監査の実施について

内部監査部門は、内部監査計画に基づき、会社法及び金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善及び業務の遂行が、各種法令や、当社の各種規程類及び経営計画などに準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているかなどについて調査・チェックし、指導・改善に向けた内部監査を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	8,842,623	流動負債	2,464,664
現金及び預金	4,593,169	支払手形及び買掛金	615,452
電子記録債権	36,210	電子記録債務	311,249
売掛金	2,262,880	1年内返済予定の長期借入金	126,000
契約資産	5,590	未払法人税等	396,606
有価証券	122,084	契約負債	324,201
商品及び製品	406,824	賞与引当金	83,440
仕掛品	401,328	役員賞与引当金	98,468
原材料	800,839	その他	509,245
その他	213,893	固定負債	1,853,491
貸倒引当金	△196	長期借入金	1,121,500
固定資産	7,357,994	繰延税金負債	70,202
有形固定資産	3,458,228	退職給付に係る負債	600,860
建物及び構築物	1,186,288	資産除去債務	13,630
機械装置及び運搬具	56,790	その他	47,299
土地	1,592,577	負債合計	4,318,156
リース資産	36,313	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	27,932	株主資本	11,525,946
その他	558,325	資本金	4,978,566
無形固定資産	1,238,917	資本剰余金	1,209,465
のれん	1,218,919	利益剰余金	5,435,521
その他	19,997	自己株式	△97,606
投資その他の資産	2,660,848	その他の包括利益累計額	356,515
投資有価証券	2,210,654	その他有価証券評価差額金	85,375
長期貸付金	149,471	為替換算調整勘定	271,139
繰延税金資産	263,899	純資産合計	11,882,461
その他	43,255		
貸倒引当金	△6,432		
資産合計	16,200,618	負債純資産合計	16,200,618

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,890,439
売上原価	4,553,342
売上総利益	4,337,096
販売費及び一般管理費	2,695,026
営業利益	1,642,069
営業外収益	
受取利息	99,663
受取配当金	7,307
為替差益	143,014
受取貸付料	42,624
複合金融商品評価益	24,739
その他	27,136
	344,484
営業外費用	
支払利息	1,614
賃貸不動産関係費用	34,733
休止固定資産関係費用	533
その他	1,311
	38,194
経常利益	1,948,360
特別損失	
固定資産除却損	4,609
投資有価証券売却損	1,430
	6,039
税金等調整前当期純利益	1,942,320
法人税、住民税及び事業税	558,159
法人税等調整額	△272,557
当期純利益	1,656,719
親会社株主に帰属する当期純利益	1,656,719

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,978,566	1,209,465	4,259,543	△97,606	10,349,968
会計方針の変更による 累積的影響額			△69,122		△69,122
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,978,566	1,209,465	4,190,420	△97,606	10,280,845
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△411,618		△411,618
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,656,719		1,656,719
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	-	1,245,100	-	1,245,100
当連結会計年度末残高	4,978,566	1,209,465	5,435,521	△97,606	11,525,946

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	20,532	15,692	36,225	10,386,194
会計方針の変更による 累積的影響額				△69,122
会計方針の変更を反映した 当期首残高	20,532	15,692	36,225	10,317,071
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△411,618
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,656,719
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額(純額)	64,842	255,446	320,289	320,289
当連結会計年度変動額合計	64,842	255,446	320,289	1,565,390
当連結会計年度末残高	85,375	271,139	356,515	11,882,461

(ご参考)

要約連結キャッシュ・フロー計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	1,942,320
減価償却費	326,379
のれん償却額	29,368
引当金の増減額	23,431
退職給付に係る負債の増減額	45,411
売上債権の増減額	△533,346
棚卸資産の増減額	△239,802
仕入債務の増減額	281,456
法人税等の支払額又は還付額	△424,378
その他	△44,277
計	1,406,563
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△392,551
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△280,677
投資有価証券の売却及び償還による収入	275,803
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△1,698,068
その他	△5,449
計	△2,100,942
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	1,300,000
長期借入金返済による支出	△52,500
配当支払による支出	△411,908
その他	△3,002
計	832,588
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	230,157
V. 現金及び現金同等物の増減額	368,366
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	4,089,982
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	4,458,349

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,557,550	流 動 負 債	2,147,258
現金 及 び 預 金	3,052,560	支 払 手 形	15,689
電 子 記 録 債 権	36,210	電 子 記 録 債 務	527,214
売 掛 金	1,941,560	買 掛 金	356,704
契 約 資 産	5,590	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	126,000
有 価 証 券	122,084	未 払 金	51,989
商 品 及 び 製 品	394,243	未 払 費 用	306,981
仕 掛 品	368,588	未 払 法 人 税 等	333,673
原 材 料	462,815	契 約 負 債	103,668
そ の 他	173,896	預 り 金	64,853
固 定 資 産	7,767,058	賞 与 引 当 金	58,217
有 形 固 定 資 産	3,444,144	役 員 賞 与 引 当 金	93,497
建 物	1,160,401	そ の 他	108,767
構 築 物	25,887	固 定 負 債	1,780,507
機 械 及 び 装 置	54,051	長 期 借 入 金	1,121,500
車 両 運 搬 具	232	一 時 借 入 金	36,941
工 具 、 器 具 及 び 備 品	546,748	退 職 給 付 引 当 金	598,078
土 地	1,592,577	資 産 除 去 債	13,630
リ ー ス 資 産	36,313	そ の 他	10,357
建 設 仮 勘 定	27,932	負 債 合 計	3,927,766
無 形 固 定 資 産	19,997	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	19,336	株 主 資 本	10,312,206
そ の 他	660	資 本 剰 余 金	4,978,566
投 資 そ の 他 の 資 産	4,302,915	資 本 剰 余 金	1,209,465
投 資 有 価 証 券	2,184,946	資 本 準 備 金	1,209,465
関 係 会 社 株 式	1,630,286	利 益 剰 余 金	4,221,780
関 係 会 社 出 資 金	48,110	利 益 準 備 金	313,750
長 期 貸 付 金	149,471	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,908,030
繰 延 税 金 資 産	257,783	自 己 株 式	△97,606
そ の 他	32,318	評 価 ・ 換 算 差 額 等	84,636
資 産 合 計	14,324,609	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	84,636
		純 資 産 合 計	10,396,842
		負 債 純 資 産 合 計	14,324,609

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		7,876,877
売上原価		4,332,603
売上総利益		3,544,273
販売費及び一般管理費		2,265,066
営業利益		1,279,207
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	435,248	
為替差益	157,193	
受取賃貸料	42,624	
複合金融商品評価益	24,739	
その他	3,597	663,403
営業外費用		
支払利息	1,596	
賃貸不動産関係費用	34,733	
休止固定資産関係費用	533	
その他	1,294	38,159
経常利益		1,904,450
特別損失		
固定資産除却損	4,523	
投資有価証券売却損	1,430	5,954
税引前当期純利益		1,898,496
法人税、住民税及び事業税	456,608	
法人税等調整額	△249,031	207,576
当期純利益		1,690,919

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	4,978,566	1,209,465	313,750	2,697,852	3,011,602	△97,606	9,102,028
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				△69,122	△69,122		△69,122
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	4,978,566	1,209,465	313,750	2,628,729	2,942,479	△97,606	9,032,905
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△411,618	△411,618		△411,618
当 期 純 利 益				1,690,919	1,690,919		1,690,919
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)							—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	1,279,301	1,279,301	—	1,279,301
当 期 末 残 高	4,978,566	1,209,465	313,750	3,908,030	4,221,780	△97,606	10,312,206

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	20,462	20,462	9,122,490
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		—	△69,122
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	20,462	20,462	9,053,367
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△411,618
当 期 純 利 益			1,690,919
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	64,173	64,173	64,173
当 期 変 動 額 合 計	64,173	64,173	1,343,474
当 期 末 残 高	84,636	84,636	10,396,842

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

s a n t e c 株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鬼 頭 潤 子
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 中 野 孝 哉
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、s a n t e c 株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、s a n t e c 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

s a n t e c 株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鬼 頭 潤 子
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 中 野 孝 哉
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、s a n t e c株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年5月16日開催の取締役会において、会社分割による持株会社体制への移行に関する準備を開始することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

s a n t e c 株式会社 監査等委員会
監査等委員 伊 東 和 男 ⑩
監査等委員 松 川 知 弘 ⑩
監査等委員 藤 吉 弘 亘 ⑩

(注)監査等委員 伊東和男、松川知弘及び藤吉弘亘は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績ならびに当社グループを取り巻く経営環境や将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金15円と合わせて1株につき40円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円
総額 294,013,100円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件（株主総会資料の電子提供制度の導入）

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="182 556 238 586">附則</p> <p data-bbox="414 198 515 228">(新 設)</p> <p data-bbox="414 636 515 666">(新 設)</p>	<p data-bbox="787 160 999 190"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="772 198 1339 311"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="772 319 1339 508"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="772 556 828 586">附則</p> <p data-bbox="787 594 1324 624"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="772 636 1339 946"><u>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="772 954 1339 1143"><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="772 1150 1339 1301"><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 定款一部変更の件（持株会社体制への移行準備としての商号及び目的の変更）

1. 提案の理由

2022年5月16日開催の当社取締役会で、当社は持株会社への移行に関する準備を開始することを決定いたしました。これに伴い、2022年8月に開催を予定している取締役会にて、当社とsantec AOC株式会社、santec LIS株式会社、santec OIS株式会社、santec Japan株式会社との吸収分割契約締結が承認され、当該決議に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、吸収分割の効力発生日である2023年4月1日（予定）をもって、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（商号） 第1条 当社は、<u>santec株式会社</u>と称し、<u>登記上はこれをサンテック株式会社</u>と表示する。</p> <p><u>2 当社の英文社名は、SANTEC CORPORATIONと称する。</u></p>	<p>（商号） 第1条 当社は、<u>santec Holdings株式会社</u>と称し、<u>英文では、santec Holdings Corporation</u>と表示する。 (削除)</p>
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～9. (省略) (新設)</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、<u>当該会社等の経営管理及びこれに附随する業務を行うこと</u>を目的とする。 1.～9. (現行どおり) <u>2 当社は、前項各号及びこれに附随又は関連する一切の事業を営むことが</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条から第40条（省略）</p> <p>附則</p> <p>（新 設）</p>	<p><u>きる。</u></p> <p>第3条から第40条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>（定款の効力発生に関する経過措置）</u></p> <p><u>1. 第1条（商号）及び第2条（目的）の変更は、当会社とsantec AOC株式会社、santec LIS株式会社、santec OIS株式会社、santec Japan株式会社との吸収分割の効力発生を条件として効力を生ずるものとする。本附則は、当該吸収分割の効力発生日の経過により削除する。</u></p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものです。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	 <p>てい もとたか 鄭 元鎬 (1963年9月18日)</p>	<p>1989年 8 月 当社入社 1998年 4 月 SANTEC U.S.A.CORPORATION 取締役副社長 2000年 6 月 当社取締役 2001年 7 月 SANTEC U.S.A.CORPORATION 代表取締役（現） 2005年 7 月 当社常務取締役及び営業統括 2007年 4 月 海外部長 SANTEC EUROPE LTD.代表取締役 2010年 6 月 当社取締役副社長 2011年 4 月 営業管理部門統括 海外事業統括（現） 2012年 6 月 業務部門統括 2014年 4 月 営業統括部門統括（現） 2018年 7 月 代表取締役副社長 2020年 4 月 代表取締役社長（現）</p> <p>[重要な兼職の状況] SANTEC U.S.A. CORPORATION代表取締役</p>	—
2 再任	 <p>てい だいこう 鄭 台鎬 (1962年7月16日)</p>	<p>1991年 4 月 当社入社 1994年 5 月 専務取締役営業本部長 1999年 1 月 研究開発本部長 2001年 2 月 代表取締役専務 2001年 9 月 代表取締役社長 2001年12月 SANTEC EUROPE LTD.代表取締役 2002年 6 月 聖徳科(上海)光通信有限公司 董事長兼総経理（現） 2018年10月 SANTEC EUROPE LTD.代表取締役（現） 2020年 4 月 取締役会長（現）</p> <p>[重要な兼職の状況] 聖徳科（上海）光通信有限公司董事長兼総経理 SANTEC EUROPE LTD.代表取締役</p>	504,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	 <p>め か だ なおゆき 女鹿田 直之 (1960年8月27日)</p>	<p>1985年 4 月 株式会社富士通研究所入社 1991年 4 月 当社入社 1994年 5 月 常務取締役 2003年 4 月 製品企画部長 2004年12月 研究開発部門及び技術部門統括 2009年 4 月 光部品ビジネスユニット及び 光測定器ビジネスユニット統括 2010年 4 月 光部品ビジネスユニット統括 2012年 6 月 資材部門統括 2018年 4 月 生産・技術統括（現） 2018年 7 月 専務取締役、資材部門統括（現） 2020年 4 月 取締役副社長（現）</p>	114,600株
4 再任	 <p>てい まさたか 鄭 昌鎬 (1970年2月15日)</p>	<p>1995年 7 月 オムロン株式会社入社 1998年 7 月 株式会社サンテックフォトリクス研究所入社 2002年 9 月 当社入社 2009年 4 月 OCTビジネスユニット長 2010年 4 月 光システムビジネスユニット長 2010年 6 月 取締役光システムビジネスユニット統括 2014年 4 月 光画像センシングビジネスユニット統括 2014年 7 月 研究開発統括（現） 常務取締役 2020年 4 月 取締役副社長（現）</p>	504,000株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。


第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	 <p>まつかわ ともひろ 松川 知弘 (1976年12月17日)</p>	2002年11月 司法試験合格 2004年10月 弁護士登録（第57期） 愛知県弁護士会所属（現） 2004年10月 伊藤倫文法律事務所入所 2008年4月 弁護士法人Bridge Roots 名古屋事務所開設 代表弁護士 2009年4月 名城大学非常勤講師 2012年6月 当社監査役 2012年6月 弁護士法人Bridge Roots名古屋 代表弁護士（現） 2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現） [重要な兼職の状況] 弁護士法人Bridge Roots名古屋 代表弁護士	—
2 再任	 <p>ふじよし ひろのぶ 藤吉 弘巨 (1969年11月19日)</p>	1997年9月 米国カーネギーメロン大学研究員 2000年10月 中部大学工学部情報工学科専任講師 2003年9月 中部大学工学部情報工学科准教授 2010年9月 中部大学工学部情報工学科教授 2012年4月 名古屋大学客員教授（現） 2013年4月 中部大学工学部ロボット理工学科教授（現） 2016年6月 当社監査役 2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現） [重要な兼職の状況] 学校法人 中部大学教授	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 新任	 みやざき りょうこ 宮崎 綾子 (1970年12月4日)	1994年10月 中央監査法人 国際部（現あらた監査法人）入所 1998年4月 公認会計士登録 2002年7月 帝人グループ入社（テイジン ホールディングス UK） 2005年6月 トーホーテナックス アメリカ （現テイジン カーボン USA） バイスプレジデント（ファイナンス、IT担当） 2005年7月 アメリカ合衆国ニューハンプシャー州公認会計士登録 2009年8月 テイジンホールディングスUSA バイスプレジデント（連結経理担当） 2013年6月 帝人株式会社入社 2017年4月 帝人株式会社 アラミド事業部 アラミド企画室 副室長 2020年5月 スリーエム ジャパン株式会社入社 （現スリーエム ジャパン イノベーション株式会社） ジャパン リージョナルコントローラー（現）	-
		[重要な兼職の状況] スリーエム ジャパン イノベーション株式会社 ジャパン リージョナルコントローラー	

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 松川知弘氏、藤吉弘亘氏及び宮崎綾子氏は社外取締役の候補者であります。
3. 松川知弘氏及び藤吉弘亘氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
4. 監査等委員である社外取締役の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由について
- (1)松川知弘氏は、弁護士としての専門知識・経験等をお持ちであり、当社の監査・監督体制の強化に活かしていただけてと考えております。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、代表弁護士として弁護士法人の経営にあたっておられることから監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (2)藤吉弘亘氏は、過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、中部大学の教授として当社関連産業（OCT）及び当社関連技術に精通されておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3)宮崎綾子氏は公認会計士としての経験をお持ちであること、公認会計士として様々な企業の経理・事業企画に携わった経験から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

5. 当社は、松川知弘氏及び藤吉弘亘氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としており、両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。また、宮崎綾子氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、松川知弘氏及び藤吉弘亘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、宮崎綾子氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以 上

(ご参考)

スキルマトリックス

取締役候補者	グローバル経営 ・事業戦略	営業・ マーケティング	技術・ イノベーション	財務・会計 ・M&A	法務・知財・ リスクマネジメント	ESG (環境・ 社会・ガバナンス)
鄭 元鎬	◆	◆	◆	◆		
鄭 台鎬	◆	◆		◆		
女鹿田 直之	◆		◆			◆
鄭 昌鎬	◆		◆	◆		
松川 知弘					◆	
藤吉 弘亘			◆			
宮崎 綾子				◆		

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場

当社 santecホール

愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地 電話 (0568)79-3535(代表)

交通

お 車

国道19号線「春日井IC」から多治見方面へ向かい「宮ノ上」交差点を左折後約1km直進して左方に建物が見えます。
(「春日井IC」より約5.6km、「小牧東IC」より約4kmです。)

公共交通機関

JR中央線「高蔵寺駅」からタクシーで約20分です。
(「名古屋駅」から「高蔵寺駅」までの所要時間は約30分です。)



新型コロナウイルス感染予防の対策について

1. 送迎の中止

高蔵寺駅から当社までの送迎を例年当社スタッフが行っておりましたが、本総会においては、感染予防のため、送迎を取りやめることとなりました。ご来場の際は、駅からの移動方法をご自身で確保いただくか、お車でのご来場をお願い申し上げます。

2. 会社説明会及び工場見学中止

本年度は、株主総会後の会社説明会及び工場見学を中止とさせていただきます。

クールビズ対応について

本総会におきましては、節電のため、会場の室温を調整した上で、役職員が軽装にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいませ。ご理解、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。